

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第7条の規定により、規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時等)

第2条 学校施設の開放を行う学校施設の種類の、日時等は、次の表のとおりとする。

学校施設の種類の	曜日等		時間帯	備考
運動場	休日等以外の水曜日		15時から18時まで	小学校及び義務教育学校に限る。
	休日等		9時から18時まで	
屋内運動場	休日等以外の日	月曜日から金曜日まで	18時から22時まで	中学校に限る。
		月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	18時から22時まで	小学校及び義務教育学校に限る。
		水曜日	15時から22時まで	
	休日等		9時から22時まで	
運動場（夜間照明設備の使用を伴う場合）	日曜日等以外の日		19時から22時まで	中学校に限る。

備考

- 1 この表及び第6条において「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 この表において「休日等」とは、日曜日等並びに和歌山市立学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第2号）別表1に定める学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの間は、学校施設の開放を行わない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育上の支障その他の事由があるときは、開放学校の校長又は教育委員会は、学校施設の開放を取りやめ、又は学校施設の開放を行う日時等を変更することができる。

(運営委員会)

第3条 運営委員会は、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学校施設の開放（夜間照明設備の使用を伴うものを除く。以下この項において同じ。）の計画を作成すること。
- (2) 運営委員会を毎学年（和歌山市立学校管理規則第2条第1項に規定する学年をいう。次条において同じ。）2回以上開くものとする。
- (3) 日程調整会議（学校施設の開放を利用する者（「利用者」という。）相互の利用について調整することを目的に開催する会議をいう。）を毎学年3回以上開くものとする。ただし、

運営委員会と合わせて開催してもよい。

- (4) 第1号の計画並びに利用者及びその利用の状況を教育委員会に報告すること。
 - (5) 学校施設の開放を利用する団体、開放学校、教育委員会その他関係する機関との連絡調整をすること。
 - (6) 学校施設及びその備品等を点検すること。
 - (7) 規則第2条第1項の許可の内容を確認し、開錠、施錠、消灯、清掃等を行うこと。
 - (8) 学校施設の開放時の安全管理に関すること。
 - (9) 非常時に教育委員会に連絡すること。
- 2 運営委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
 - 3 運営委員会に顧問を置き、当該運営委員会が置かれる開放学校の校長をもって充てる。
 - 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることを妨げない。

(利用者登録)

第4条 規則第2条第2項の登録（以下この条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、学校体育施設開放事業使用団体登録申請書（別記様式第1号）に団員名簿（別記様式第2号）及び誓約書（別記様式第3号）を添えて申請をしなければならない。ただし、当該年度の11月をもって、申請受付を終了する。

- 2 おおむね10人以上の者により組織されている団体（継続団体にあつてはこの限りではない。）であつて、構成する者のおおむね2分の1以上の者が規則第2条第2項第1号アからウまでに掲げる者であるものでなければ、登録を受けることができない。
- 3 規則第2条第2項第1号アの適当と認める区域は、当該適当と認める区域の適用がないとしたならば、同号ア、イ又はウに掲げるいずれかの者が主たる構成員とならない団体に限り、中学校（開放学校の通学区域をその通学区域に含むものに限る。）の通学区域とする。
- 4 1の団体は、2以上の学校施設に係る登録を受けることができない。
- 5 教育委員会は、登録をしたときは、学校体育施設開放事業使用団体登録証（別記様式第4号）を第1項の申請をした者に交付するものとする。
- 6 登録は、学年の末日までに限り、その効力を有する。
- 7 登録を受けた団体（次項及び次条において「登録団体」という。）は、登録を受けた事項に変更があつたときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。
- 8 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (2) 規則及びこの細則の規定に違反したとき。
 - (3) 教育委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。
 - (4) 運営委員会の円滑な運営に協力しないとき。

(利用申請)

第5条 規則第2条第1項の校長の許可を受けようとする登録団体は、学校体育施設使用許可申請書（別記様式第5号）により申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、当該申請に係る開放学校の運営委員会が開く日程調整会議を経て、行うものとする。

(夜間照明設備の使用を伴う運動場の利用申請)

第6条 規則第3条第1項の教育委員会の許可を受けようとする者は、学校運動場夜間照明施設使用許可申請書(別記様式第6号)により申請をし、学校運動場夜間照明施設使用許可書(別記様式第7号)による許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の21日(その日が日曜日等にあたるときは、その日後において最初の日曜日等以外の日。次項において「申請開始日」という。)から行うことができる。

3 申請開始日に限り、教育委員会は、抽選会を実施し、同会で申請のあった申請開始日に行われた申請のうち、同一の日の同一の学校施設に係る申請が2以上あったときは、即座に抽選を行い、利用する者を決定するものとする。

4 教育委員会は、前項の抽選を行った後においては、申請を受け付けた順序に従って許可をするものとする。

(雑則)

第7条 規則第2条第1項の許可又は規則第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る日に学校施設を利用することができなくなったときは、速やかにその旨を校長又は教育委員会に届け出なければならない。

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則(昭和52年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。